

国の負担で学校給食費の無償化を求める意見書

学校給食法第2条に定める学校給食の目標の達成に向け、学校では給食を通じた食育が行われてきた。その意義は大きく、教科学習とともに学校教育の大きな柱となっている。

「義務教育は、これを無償とする」と定めた日本国憲法第26条第2項や、教育基本法第4条により、授業料を徴収しないこととされている。当初は自己負担が求められていた教科書についても、教科書無償措置法等により無償化された。食育という教育を行うのに必要不可欠である学校給食費についても、義務教育段階においては教科書と同様に無償化することが望ましい。

新型コロナウイルス感染症が広がり、その後も物価高騰が続く中、経済的に苦しい状況におかれている保護者も多い。保護者負担である学校給食費は、年額にすると5万円から6万円と保護者が学校に収める納付金の中で最も高額であることから、貧困対策はもとより、子育て支援・少子化対策として、小・中学校の給食費を全額補助または一部補助する市町村も増えてきており、地方創生臨時交付金を活用した臨時的な給食費無償化を行っている自治体も出てきている。大阪市などでは、保護者の経済的負担軽減等の観点から、学校給食費の全面無償化が実施されている。

これらの背景には、学校給食の持つ教育的効果に加え、子どもの貧困問題もあり、栄養バランスの取れた温かく美味しい給食を家庭の経済状況にかかわらず提供することは、子どもの健やかな成長のため非常に重要であるという観点がある。また、就学援助制度による対応とは異なり、学校給食費の全面無償化は、教員による給食費の徴収・管理が不要となり、現金管理を学校で行う必要がなくなる効果もある。今ほど学校給食費無償化が切に求められることはない。

しかし、給食費無償化は人件費や消費税、高騰する材料及び燃料費などによって、市町村財政を圧迫するなどの懸念が生じる可能性があり、解決すべき問題も多く、実施に踏み切れない自治体も少なくないのが実情である。

よって、本市議会は政府に対し、財源の確保も含め国の責任において、全ての市町村が学校給食費の無償化を実施できるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年12月22日

池田市議会